

令和4年度 一般監査報告書

令和5年3月

北海道開発局

入札契約監察官・監察官

はじめに

本監査報告書は、「北海道開発局監査規則」（平成１３年１月６日国土交通省訓令第８１号）に基づき実施した一般監査結果を取りまとめたものである。

今後、本監査結果を踏まえ、北海道開発局における事務の適正な運営や綱紀の保持、不正行為の防止に努めることが必要である。

目 次

	P
I 監査目的等 -----	1
II 監査結果 -----	3
1 コンプライアンス意識の徹底に関する取組-----	3
2 事業者等との接触・対応に関する取組-----	4
3 機密情報管理の徹底に関する取組-----	7
4 開発建設部長と事務所等との面談-----	8
III 意見 -----	9

I 監査目的等

1 監査の種別

一般監査（北海道開発局監査規則第5条第1号）

2 監査目的

「北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書（令和3年11月）」（以下「報告書」という。）において、不正事案の発生要因として、事業者等[※]との不適切な関わりや不正を未然に防げなかった職場環境等が挙げられ、事業者等との応接ルールの厳守、幹部職員訪問のアポイントメント受付窓口を秘書又は総務担当（以下「総務担当等」という。）に一元化するなどの再発防止策を実施しているところ。

このため、令和3年度から3か年で全ての事務所、事業所及び管理所（以下「事務所等」という。）に対し、これら報告書に基づく再発防止策の実施状況の確認を一般監査に位置付けてフォローアップし、不正事案の再発防止に資するものとする。

※事業者等：個人を含む事業者及び国土交通省所管の事務・事業に関わる事業者団体

3 監査項目

令和4年度監査実施計画書に基づく以下の項目

入札契約事務の適正な執行

- ・コンプライアンス意識の徹底に関する取組
- ・事業者等との接触・対応に関する取組
- ・機密情報管理の徹底に関する取組
- ・開発建設部長と事務所長等との面談

4 監査対象箇所、監査実施日及び監査方法

札幌、函館、釧路、帯広、網走及び留萌開発建設部の事務所等の一部（31事務所及び2事業所）について、書面及び現地監査を以下のとおり実施した。

【現地監査実施日】

実施時期	監査対象開建	監査対象事務所・事業所		
6月22日	函館開発建設部	函館港湾事務所	函館道路事務所	
6月23日		江差港湾事務所	江差道路事務所	今金河川事務所
6月24日		函館農業事務所	八雲道路事務所	
7月6日	釧路開発建設部	釧路道路事務所	釧路河川事務所	釧路農業事務所
		釧路港湾事務所		
7月7日	帯広開発建設部	足寄道路事務所	池田河川事務所	
7月11日		鹿追地域農業開発事業所	帯広河川事務所	帯広道路事務所
7月12日		広尾道路事務所	帯広農業事務所	
7月22日	留萌開発建設部	留萌港湾事務所	留萌開発事務所	
9月5日	網走開発建設部	遠軽開発事務所		
9月6日		北見河川事務所	北見道路事務所	北見農業事務所
9月29日	札幌開発建設部	深川道路事務所	滝川道路事務所	滝川河川事務所
		雨竜川ダム調査事業所		
10月6日		札幌道路事務所	札幌南農業事務所	
10月7日		岩見沢河川事務所	岩見沢道路事務所	江別河川事務所
—	留萌開発建設部	羽幌道路事務所※		

※未実施・・・新型コロナウイルス陽性者の発生等による。

Ⅱ 監査結果

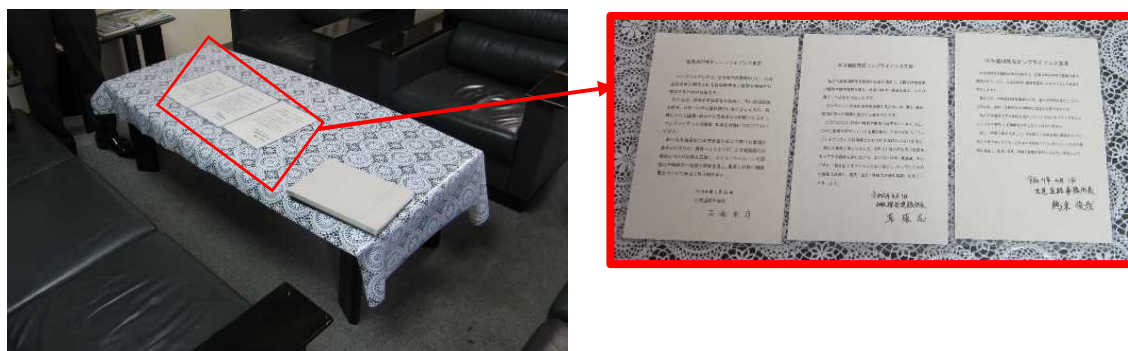
1 コンプライアンス意識の徹底に関する取組

(1) 事務所等における再発防止策の徹底に関する取組

○ 監査実施事務所等において、職場内ミーティングや定例会議の場で、所長、総務課長等から所属職員に対して、報告書の概要及び再発防止策についての説明がなされるとともに、不正事案の再発防止策の徹底について注意喚起されていた。

特に事務所等内の管理職員については、所内の定例会議において、事業者等との応接ルールや飲食等に関する新たなルールについて、理解を深めるための意見交換会を実施するなどコンプライアンス意識の徹底が図られていた。

○ 監査実施事務所等において、事業者等との応接ルールの徹底に関するポスター掲示、所長によるコンプライアンス宣言の掲示がされていた。



＜所長室応接テーブルに局長、部長、所長のコンプライアンス宣言（北見道路）＞
※同様の取組・・・今金河川

(2) 全職員に対するコンプライアンス講習会等の受講の徹底

○ 管理職員等を対象としたコンプライアンス講習会及びコンプライアンス講習会後に行われた職場内ミーティングに監査実施事務所等の職員が参加した。

なお、当日参加できなかった者に対しては、後日、所長、総務課長等が個別に対応し、講習内容を説明するなど全職員の受講に関する取組が徹底されていた。

○ 釧路港湾事務所では、新規採用職員など経験の少ない職員が増えていることから、職場内ミーティングを活用し、過去の事例を用いた注意喚起や実際の業務の中での対応方法、注意点をわかりやすく指導し、意見交換を行いながら相談しやすい雰囲気醸成により、コンプライアンス意識の向上につなげていた。

(3) 発注担当職員に対するコンプライアンス意識の更なる徹底

○ 監査実施事務所等において、以下の事項を不当な働きかけを受けやすい立場にある発注担当職員に重点的に伝えることに留意して、職場内ミーティングを実施していた。

- ・ 不正事案及びその要因・背景
- ・ 入札談合等、入札に関する違法行為に関与した職員に対しては、厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること
- ・ 自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等、入札に関する違法行為に巻き込まれることがあり得ること
- ・ 事業者等との応接ルール
- ・ 機密情報管理方法
- ・ 不当な働きかけがあった場合の通報窓口への報告制度

○ コンプライアンス通信、非違行為事例集等を活用し、定例会議や課内ミーティングにおいて、コンプライアンスの遵守について話題提供を行うなどの取組を進めている事務所もあった。

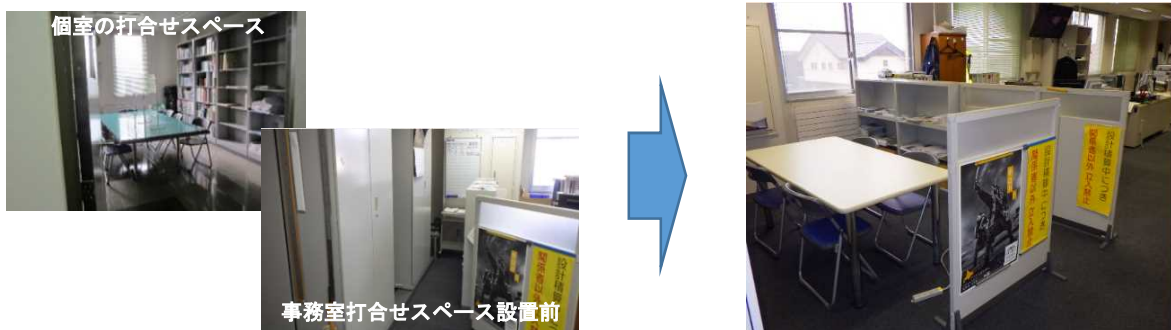
2 事業者等との接触・対応に関する取組

(1) 事業者等との執務スペース外のオープンな場所での対応の徹底

○ 監査実施事務所等において、発注担当職員が事業者等と対応する場合は、北海道開発局発注者綱紀保持規程（以下「発注者綱紀保持規程」という。）に基づき、概ね以下のとおり適切に対応していた。

- ・ 原則、執務スペース外のオープンな場所で、複数の職員により対応
（複数の職員による対応については、挨拶や定型的な契約関係書類の受渡し等の場合を除く）
- ・ これによりできない場合は、事前に所属長等の承認を得て対応

○ 一部の事務所等において、打合せスペースが個室となっており、事業者等との対応状況が周囲の職員や第三者から容易に視認でき得る状態となっていない箇所があったが、事務室内の座席、キャビネット等の配置を変更し事務室内に打合せスペースを設置することによりただちに改善した。



＜個室から事務室内に打合せスペースを移動（江別河川）＞

○ 監査実施事務所等における個室の所長室については、応接テーブルや椅子等を入口近くに配置するとともに、事業者等との応接時は扉を開放して対応していた。

○ 所長にヒアリングしたところ、事業者等の応接に当たっては、透明性に一層配慮し以下の取組を行っている事務所等もあった。

- ・ 挨拶程度であれば、長時間にならないよう所長室の入口付近で対応しているが、話は丁寧に聞いている。
- ・ 副所長や担当課長に同席してもらい複数で対応している。
- ・ 所長室内の応接テーブルをハイテーブルに変更したことにより、打合せと挨拶が明確になり、長時間の滞在が減っている。



＜所長室の応接テーブルをハイテーブルへ（帯広河川）＞

（２）所長訪問時におけるアポイントメント一元化と総務担当等窓口経由の徹底

○ 監査実施事務所等において、所長が事業者等と応接する際には、組織として応接状況を把握できるよう、総務担当等を受付窓口として、アポイントメントを取ってもらった上で対応していた。アポイントメントの状況については、グループウェアのスケジュール機能を活用し、所内の関係者間で情報を共有するなどの対応がなされていた。

○ 監査実施事務所等において、事業者等が所長訪問時に、個室である所長室への自由な出入りを制限するため、総務担当等受付窓口を経由してもらうよう、玄関や執務室入口等来訪者の目につきやすい場所にリーフレットを掲示するなど、応接ルールについて周知徹底が図られていた。

○ 一部の事務所等において、事業者等を経由してもらう総務担当等受付窓口が所長室への動線上になく、直接所長室へ入室できる状況であったが、以下の措置が講じられていた。

- ・ 所長室の入口や動線上に立て看板又はベルトパーティションを設置し、来訪者を総務担当等受付窓口へ誘導
- ・ 所長室へ通じる複数のドアのうち、一部のドアを施錠することにより、所長室への動線を総務担当等受付窓口経由となるよう対応
- ・ 総務担当等受付窓口で受付後、入館証の発行（所長が入館証で、総務担当等受付窓口を経由していることを確認）
- ・ 所長室前にベルを設置
- ・ 総務担当等受付窓口を所長室に隣接するよう配置換え

（釧路港湾：12月移設完了）



<入館証の発行（滝川河川、雨竜川ダム）> <所長室前にベル（広尾道路）>

○ 一部の事務所等において、所長室への動線が複数あり、必ずしも総務担当等受付窓口を経由せずに所長室へ出入りできる状況であったが、直接所長室へ出入りできる側の出入口をベルトパーティションにより立入禁止とする等によりただちに改善した。



<所長室までの動線を1つにして総務担当受付窓口を必ず経由（帯広農業）>

○ 所長にヒアリングしたところ、事業者等の中には移動時間がどのくらいかかるのか明確にならないためアポイントメントを取りづらいという理由等で事前のアポイントメントを取らないで来訪する場合があったが、適宜アポイントメントを取るよう協力依頼しており、事業者等も応じている。

(3) 積算業務、技術審査等を担当する課等への自由な出入りの制限

○ 監査実施事務所等の発注事務を行う課等において、入札契約に係る機密情報漏えい防止のための取組であることを、常時、掲示等により周知した上で、事業者等の執務スペースへの自由な出入りを制限していた。また、発注事務を行う課等のドアに立入を制限する掲示、パーティション等による立入制限、入室にあたって総務担当等が来庁用件を聞き取るなど、事業者等との適切な対応に関する取組が徹底されていた。

3 機密情報管理の徹底に関する取組

(1) 「情報管理整理役職表」の適切な更新等の徹底

○ 監査実施事務所等において、工事及び業務の発注事務に関する「情報管理整理役職表」を作成しており、組織改正や人事異動等により内容に変更が生じた都度、適時に更新していた。また、本官発注工事及び業務の入札関連情報に関して、事務所等職員が設計図書の作成に関与する場合には、当該事務所等職員を「業務上取り扱う者」として「情報管理整理役職表」に明記していた。

(2) 発注事務に関する書類等の管理の徹底

○ 監査実施事務所等において、工事及び業務の発注事務に関する書類等の管理について、紙文書化したものは専用キャビネット等に保管施錠し、電子データは「情報管理責任者」が指定するサーバー内でアクセス制限を設定した上で保管する等、発注者綱紀保持マニュアルに定められた方法により適切に管理されていた。

(3) 入札関連情報のメール送信時におけるパスワード設定の徹底

○ 監査実施事務所等において、公表前の入札関連情報を含む電子データを電子メールで送る際は、パスワードを設定した上で送信していた。

(4) 工事の履行確認のために必要な情報の管理の徹底

○ 工事の履行確認のために必要な特別契約書の附属書類である施工計画又は技術提案書（以下「技術提案書等」という。）について、送付に際しては、書類の手渡しやパスワードを設定した上でメール送信し、管理に際しては、工事施工中は主任監督員等が施錠できる場所で一元的に保管し、処分に際しては、履行確認後、シュレッダー等で適切に処分していた。

なお、履行確認後の技術提案書等については、該当する監査実施事務所等において、廃棄日、廃棄者、廃棄方法等を保管一覧に記録し、後に廃棄の事実を確認できるようにしていた。

(5) 「情報管理責任者」による適切な点検の徹底

○ 監査実施開発建設部において、「情報管理責任者」は、発注者綱紀保持規程に基づき、毎年度点検を実施し、その結果を「情報管理総括責任者」に報告していた。点検に際しては、「情報管理責任者」が管理すべき情報の種類（予定価格、技術評価点等）及び媒体（紙文書、電子データ）並びに点検結果（適、否、対象外）を明示した点検表により点検していた。

4 開発建設部長と事務所長等との面談

○ 全ての開発建設部において4、5月に人事評価期首面談の機会等を活用し、部長と事務所長等との面談を実施しており、年度途中で異動があった事務所長等についても着任後随時実施していた。

○ 各部長とも風通しの良い職場づくりに向けた具体的なアドバイスを行うとともに、課題や懸念は遠慮なく速やかに相談するよう指導し、不正行為がもたらす重大な結果を強調するなど、再発防止に向けて事務所長等の認識を促進していた。

Ⅲ 意見

○ 「報告書」に基づく再発防止策の実施状況のフォローアップについて、監査実施事務所等における書面及び現地監査を実施した結果、確認した項目については、概ね適切に取り組まれていた。

○ 令和４年度において北海道横断自動車道建設工事に係る地権者との対応の過程で、不適正な支出処理を確認したことから、本件事案の調査及び再発防止のあり方の検討のため、外部の有識者を委員とする第三者委員会が設置され、本件事案の事実関係解明及び原因究明のための調査と再発防止のあり方の提言に向けた作業が行われている。

今後の監査においては、これらの提言や再発防止策などを踏まえ、監査項目の追加や内容の見直しが必要になる。